

# 京都市民間保育園等職員の給与等運用事業実施要綱

(昭和 47 年 4 月 1 日実施)

**改正** 昭和 58 年 3 月 16 日、昭和 60 年 3 月 15 日、昭和 61 年 3 月 13 日、昭和 63 年 5 月 11 日、平成 2 年 5 月 24 日、平成 3 年 5 月 24 日、平成 4 年 5 月 21 日、平成 5 年 2 月 12 日、平成 5 年 3 月 17 日、平成 6 年 3 月 17 日、平成 7 年 3 月 13 日、平成 8 年 3 月 25 日、平成 13 年 3 月 26 日、平成 15 年 5 月 21 日、平成 16 年 5 月 24 日、平成 18 年 5 月 25 日、平成 20 年 5 月 27 日、平成 22 年 3 月 26 日、平成 23 年 5 月 30 日、平成 24 年 3 月 29 日、平成 27 年 3 月 23 日、平成 27 年 5 月 27 日、平成 28 年 3 月 31 日

## 〈目 的〉

第 1 条 この事業は、京都市保育園連盟定款第 5 条第 1 項に定める正会員の園（以下「保育園等」という）の横断的な給与体系を確立し、関係職員の処遇改善と、保育園経営の近代化、並びに保育水準の向上をめざし、もって、京都の子どもの最善の利益に資することを目的とする。

## 〈実施主体〉

第 2 条 京都市民間保育園等職員の給与等運用事業（以下「運用事業」という。）の実施主体は公益社団法人京都市保育園連盟（以下「連盟」という。）とする。

## 〈実施内容〉

第 3 条 この運用事業の実施に当たっては、「京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」による給付費（委託費）及び処遇改善等加算（基本分）中の該当する人件費（以下「給付費等」という。）並びに京都市の単費援護費などを財源構成とする。

2 各園については、次条から第 17 条までに定める規定に基づいて算出された所要額から給付費等を差引いた必要額を配分するものとする。

3 配分の基準および内容については、職員配置基準等に関する運用細則（以下「運用細則」という。）に定めるものとする。

## 〈職員の位置付け〉

第 4 条 この運用事業の対象となる職員は、運用細則に定める常勤職員とする。

2 この要綱に規定する認定内職員とは、第 6 条によって算出されたプール制認定職員数の範囲の保育士・看護師・保健師（以下「保育士等」という）と、栄養士・調理師・用務員（以下「調理等」という）と、その他の職員（どちらかに含む）をいう。

3 この要綱に規定する認定外職員とは、常勤職員のうち前 2 項により算定されたプール制認定職員数の範囲以外の職員および第 16 条で定める職員をいう。

〈対象給与〉

第5条 本要綱の対象となる給与の内容は、基本給（本棒・地域手当）、社会保険料事業主負担分、期末・勤勉手当、業務手当、主任保育士手当とする。

- 2 基本給並びにその他の手当額については、京都市民間保育園給与表（別表1）並びに年間所要額（別表2）及び期末手当・勤勉手当の支給基準表（別表3）によるものとする。

〈職員の配置基準〉

第6条 保育士等、調理員等の「常勤基準数」及び「プール制認定職員数」の算出方法は以下の通りとする。

なお、この要綱で言う定員とは、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号第3号に掲げる児童の利用定員の合計値とする。

(1) 「保育士等常勤基準数」は、次のアからエまでに掲げる基準に基づき算出した数。

ア 各歳児ごとの定員内在籍児童数から、下記の在籍年齢基準に基づき算出した数。

イ 保育標準時間を利用する定員内在籍児童数から、下記の在籍年齢基準に基づき算出した数に0.375を乗じた数

ウ 休憩保育士対策数 1名

エ 保育標準時間対応休憩保育士数

0歳児～1歳児の標準時間利用児が在園、または定員の30%以上が標準時間を利用している場合 1名

(2) 「保育士等常勤基準数」からフリー経費定数を減じた数を「プール制認定保育士等数」とする。

フリー経費定数の算出方法については運用細則による。

(3) 在籍年齢基準数

0歳児 3：1

1歳児 5：1

2歳児 6：1

3歳児 15：1

4歳児 20：1

5歳児 25：1

(4) 調理員等の「常勤基準数」は、共通基準人数及び調理員加配基準数により算出するものとする。

ア 共通基準人数については、

(ア) 41人定員以上 2名

(イ) 40人定員以下 1名

イ 調理員加配基準数

- (ア) 90 人定員以下で0歳児6人以上の場合 1名
  - (イ) 91 人～120 人定員以上で0歳児5人以上の場合 1名
  - (ウ) 121 人～150 人定員で0歳児4人以上の場合 1名
  - (エ) 151 人以上定員で0歳児3人以上の場合 1名
- (5) 調理員等常勤基準数と同数をプール制認定調理員等数とする。
- 2 常勤職員の配置基準の運用については運用細則による。

〈加算額〉

- 第7条 加算額とは、端数換算相当額、相殺調整額（現員保障・休憩保育士対策）、フリー経費定数緩和対策費及び自由裁量・創意工夫枠に係る経費をいう。
- 2 加算額の内容については、別途運用細則による。

〈格付基準〉

- 第8条 新規採用に係る常勤職員の格付基準は原則として学歴格付、資格加算及び経験加算などを勘案して決定する。

(1) 初任給格付

ア 保育士（給与表第1表適用）

区 分	学歴格付	資格加算	初任給格付
中学校卒・高校卒（検定）	1号	4号	第1表 5号
短大卒（検定）	9号	4号	第1表 13号
短大卒（認定）	9号	8号	第1表 17号
大学卒（検定）	17号	4号	第1表 21号
大学卒（認定）	17号	8号	第1表 25号

- (注) ・認定・・・保育士養成校卒の場合 検定・・・その他の場合  
・18歳を基準に1号。

イ 保健師・看護師（給与表第1表適用）

区 分	初任給格付
准看護師	第1表 5号
正看護師	第1表 21号
保 健 師	第1表 25号

ウ 有資格調理員（給与表第2表適用）

区 分	学歴加算	資格加算	初任給格付
中学校卒・高校卒	1号	4号	第2表 5号
短大卒	9号	4号	第2表 13号
大学卒	17号	4号	第2表 21号

- (注)・18歳を基準に1号。満たない場合は1年につき4号減ずる。  
・栄養士資格、調理師免許両方所持の場合は資格加算8号。

エ 無資格者・用務員・その他の職員（給与表第3表適用）

区 分	学歴格付	初任給格付
中学校卒・高校卒	1号	第3表 1号
短大卒	9号	第3表 9号
大学卒	17号	第3表 17号

- (注)・資格を有しない保育者はこの表を適用する。  
・18歳を基準に1号。満たない場合は1年につき4号減ずる。

(2) 経験加算

経験加算については、次の経験年数換算表に基づき算出する。

以下の経験年数換算表により、算出された月数を除数で割り、その端数を切り捨てた整数1につき4号を初任給格付に加算する。

ただし、最終学歴以前の職歴は換算しないが、在学前に職歴があった場合は、最終学歴を繰り下げ、本人に有利な方をとる。

なお、アルバイト期間については、実労働時間が週40時間ある場合は、1ヵ月単位で下記同様に扱うが、実労働時間が40時間未満の場合・学生等は無職期間とする。

以下の職歴に該当するのは、当該職種で給与所得のあったことを前提とする。

ア 経験年数換算表

区 分		保 育 士 看 護 師 保 健 師	栄 養 士 調 理 師	無資格調理員 用 務 員 その他職員
児童福祉施設及びそれらに類する施設で資格免許を持ち、同一職種に在籍していた期間（注1） 又は幼児教育・医療機関に、幼稚園教諭・看護師・保健師として在籍していた期間		100%		
児童福祉施設職員としていた期間 （自己都合の退職を除く）				70%
上記以外の在職期間		80%		
有資格期間	調理業務在職期間		100%	
	上記以外の在職期間		80%	
無資格期間	調理業務在職期間		70%	
	上記以外の在職期間		56%	56%
無 職 期 間		25%	25%	25%
除 数		24	18	18

（注1）類するとは、平成26年度までの京都市昼間里親施設・京都市からの委託を受けていた小規模保育事業所および地方自治体が認可した小規模保育事業所、京都市内の家庭的保育事業所・事業所内保育事業所・居宅訪問型保育事業所をいう。

また、保育所型・幼保連携型・幼稚園型の認定こども園はここに該当する。

無認可施設は「上記以外の在職期間」扱いとなる。地方裁量型認定こども園は「上記以外の在職期間」扱いとなる。

京都市認可の児童館・学童保育所は「上記以外の在職期間」扱いとなる。

イ 経験加算期間については、保育士、看護師、保健師は55才未満とし、調理員、用務員、その他職員については36才未満とする。

ウ 初任給の格付については、経験加算は40号を上限とする。ただし、60才以上の場合は、保育単価相当額を上限とする。

エ 格付により経験加算に端数がある場合は、端数加算として次のように取り扱う。ただし、経験加算の上限を超えて端数がある場合は端数切捨てとする。

(ア) 保育士・看護師・保健師の場合は、24ヵ月で4号加算とし、18ヵ月以上の端数がある場合採用時の格付号俸に2号加算する。

(イ) 調理等・その他職員の場合は、18ヵ月で4号加算とし、13ヵ月以上の端数がある場合採用時の格付号俸に2号加算する。

#### 〈勤続加算〉

第9条 常勤職員が職種変更する場合、採用年月日から職種変更月までの期間を1年につき4号を加算する。ただし、調理へ職種変更する場合、無資格調理期間は7割を加算対象とする。

#### 〈昇給の基準〉

第10条 昇給は年1回（1月）とし、前回の昇給月から12ヵ月を下らない期間を経過したときは、原則として4号上位の号給とする。

2 新規採用者の昇給については、次によるものとする。

- |                            |            |
|----------------------------|------------|
| (1) 採用月が、1月16日から4月15日までの者  | 次期昇給期3号昇給  |
| (2) 採用月が、4月16日から7月15日までの者  | 次期昇給期2号昇給  |
| (3) 採用月が、7月16日から10月15日までの者 | 次期昇給期1号昇給  |
| (4) 採用月が、10月16日から1月15日までの者 | 翌年度昇給期4号昇給 |

#### 〈最低保障〉

第11条 中学卒業者で経験加算を合算してもなお各表の1号に達しない場合は各表の第1号に格付する。ただし、その後の勤続加算により、第2号までに格付できるまで昇給しない。

#### 〈昇給の停止〉

第12条 常勤職員の昇給については満58才を迎える年度末までとし、60才に達した翌年度からは保育単価相当額を上限とする。

#### 〈人事の交流〉

第13条 この運用事業を実施する保育園等間で、次の手続きを経た場合は当該職員の格付号俸を引き継ぐことができる。ただし、新設園については、開園後この運用事業を実施することを前提に同じ扱いをする。

- (1) 受け入れ保育園、送り出す保育園の双方の保育園長による事前に協議し文書を交換するものとする。その場合、当該職員が承諾したことを文書で明らかにしておくこと。
- (2) 上記の文書控えを、受け入れ保育園長が交流実施の1ヵ月前までに連盟に

遅滞なく提出するものとする。(様式7 人事交流報告書参照)

#### 〈職種の変更〉

第14条 常勤職員に職種変更が生じた場合、次のとおり取り扱うものとする。

##### (1) 資格取得による給与表の変更の場合

ア 資格加算、経験加算、端数加算、勤続加算を見直し、その場合従前の基本給より下回る場合は、次のとおりとする。(様式5-1 格付調書変更用参照)

(ア) 従前が無資格の場合、従前の格付号俸に資格加算した格付号俸の基本給を直近上位とする。(様式5-1 格付調書変更用参照)

(イ) 従前が有資格の場合は、従前資格加算を引いた格付け号俸に資格加算した格付号俸の基本給を直近上位とする。

イ 直近上位額は、最高基本給を上限とする。

(2) その他については、資格加算、経験加算、端数加算、勤続加算、を見直す。  
(様式5-1 格付調書変更用参照)

#### 〈認定外職員の格付〉

第15条 その保育園等において、認定外職員として在職していた期間は、認定内繰り入れに際して勤続期間として格付する。

なお、認定外職員として登録されていなければ、経験加算として格付する。

#### 〈他の公的保障のある職員〉

第16条 京都市の障がい児保育対策にかかる助成対象となる職員は、認定外に配置する。

#### 〈休業の取扱〉

第17条 認定内職員が育児、介護、その他疾病等による休業が生じた場合次のとおり取り扱うものとする。

##### (1) 育児・介護休業によるもの

ア 認定内職員が育児・介護休業を適用した場合、当該職員を認定外に繰り出す。

イ 休業中は、他の職員と差し替えてもよいが、現員保障対象人数には含めない。

ウ 育児休業中の昇給は要綱第10条による。

エ 開始月及び終了月の計算対象月は、15日を基準に判断する。

オ 育児・介護休業適用者及び期間は、園からの申請に基づくものとする。ただし、介護休業の期間については対象家族1人につき一の要介護状態ごとに1回、1ヵ月以上最長3ヵ月まで対象とする。

なお、介護休業の届出は連続して31日以上取得した場合に提出するものとする。

る。

(2) 私傷病による休業及び公務災害によるもの

ア 休業中は認定外に繰り出す。

イ 休業中は、他の職員と差し替えてもよいが、現員保障対象人数には含めない。

ウ 休業中の昇給は要綱第 10 条による。

エ 開始月及び終了月の計算対象は月の 15 日を基準に判断する。

オ 休業適用者及び期間は、園からの申請に基づくものとする。ただし、当該要因による最初の休業開始日から 180 日目以降を休業期間とする。

(3) 休業報告

認定内職員が休業した場合、有給、無給にかかわらず休業報告書を提出するものとする。

ア 育児・介護休業適用報告書（様式 8）

イ 私傷病による休業報告書（様式 8-1）

〈必要額の調整〉

第 18 条 年間必要額が変動した時はその年度内に調整する。

〈支給額の裁量〉

第 19 条 保育園等においては、第 8 条から第 17 条までの規定（以下「格付規定」という。）にかかわらず、常勤職員に支給する給与を決定することができる。

〈支給の条件〉

第 20 条 連盟は、保育園等が本要綱及び京都市が定める京都市民間保育園職員給与等運用事業の補助に関する要綱に規定する支給条件に違反した場合及び同市の指示があった場合は、本要綱に基づき支給される必要額の全額又は一部の額の支給を停止し、又は返還を求めることができる。

〈制度の検証〉

第 21 条 本事業の実施にあたっては、各園にかかる影響について十分留意するとともに、その制度について適宜検証し、京都市と協議するものとする。

附則

第 1 条 本要綱は、公益社団法人京都市保育園連盟が京都市と協議し、次のとおり実施する。

(1) 本要綱の改正は、公益社団法人京都市保育園連盟の総会で決定する。

(2) 本要綱の別表は、公益社団法人京都市保育園連盟の理事会及びプール制委員会が決定する。

(3) 本要綱の実施事務は、公益社団法人京都市保育園連盟理事長が委嘱するプール制委



員会でもって行う。

第2 今回（平成22年3月26日）の京都市民間保育園職員給与等運用実施要綱の改正に伴う実施については平成22年4月1日から適用する。

第3 第17条第2号オについて、平成23年3月31日以前に適用された場合にあつては、なお従前の例による。



京都市民間保育園職員給与表

平成29年度

(第2表) 園長員(保育資格)

職名	本俸	地域手当	H27夜後後 (基本給)	H28夜後後 差額	H28夜後後 (基本給)
1	152,300	13,820	152,730	0	2,530
2	153,340	13,940	153,540	0	2,530
3	154,380	14,050	154,550	0	2,530
4	155,420	14,160	155,600	0	2,530
5	156,460	14,270	156,670	0	2,530
6	157,500	14,380	157,800	0	2,530
7	158,540	14,490	158,940	0	2,530
8	159,580	14,600	160,090	0	2,530
9	160,620	14,710	161,260	0	2,530
10	161,660	14,820	162,440	0	2,530
11	162,700	14,930	163,630	0	2,530
12	163,740	15,040	164,830	0	2,530
13	164,780	15,150	166,040	0	2,530
14	165,820	15,260	167,260	0	2,530
15	166,860	15,370	168,490	0	2,530
16	167,900	15,480	169,730	0	2,530
17	168,940	15,590	170,980	0	2,530
18	169,980	15,700	172,240	0	2,530
19	171,020	15,810	173,510	0	2,530
20	172,060	15,920	174,790	0	2,530
21	173,100	16,030	176,080	0	2,530
22	174,140	16,140	177,380	0	2,530
23	175,180	16,250	178,690	0	2,530
24	176,220	16,360	179,990	0	2,530
25	177,260	16,470	181,290	0	2,530
26	178,300	16,580	182,590	0	2,530
27	179,340	16,690	183,890	0	2,530
28	180,380	16,800	185,190	0	2,530
29	181,420	16,910	186,490	0	2,530
30	182,460	17,020	187,790	0	2,530
31	183,500	17,130	189,090	0	2,530
32	184,540	17,240	190,390	0	2,530
33	185,580	17,350	191,690	0	2,530
34	186,620	17,460	192,990	0	2,530
35	187,660	17,570	194,290	0	2,530
36	188,700	17,680	195,590	0	2,530
37	189,740	17,790	196,890	0	2,530
38	190,780	17,900	198,190	0	2,530
39	191,820	18,010	199,490	0	2,530
40	192,860	18,120	200,790	0	2,530
41	193,900	18,230	202,090	0	2,530
42	194,940	18,340	203,390	0	2,530
43	195,980	18,450	204,690	0	2,530
44	197,020	18,560	205,990	0	2,530
45	198,060	18,670	207,290	0	2,530
46	199,100	18,780	208,590	0	2,530
47	200,140	18,890	209,890	0	2,530
48	201,180	19,000	211,190	0	2,530
49	202,220	19,110	212,490	0	2,530
50	203,260	19,220	213,790	0	2,530
51	204,300	19,330	215,090	0	2,530
52	205,340	19,440	216,390	0	2,530
53	206,380	19,550	217,690	0	2,530
54	207,420	19,660	218,990	0	2,530
55	208,460	19,770	220,290	0	2,530
56	209,500	19,880	221,590	0	2,530
57	210,540	19,990	222,890	0	2,530
58	211,580	20,100	224,190	0	2,530
59	212,620	20,210	225,490	0	2,530
60	213,660	20,320	226,790	0	2,530

職名	本俸	地域手当	H27夜後後 (基本給)	H28夜後後 差額	H28夜後後 (基本給)
61	214,700	20,430	228,090	0	2,530
62	215,740	20,540	229,390	0	2,530
63	216,780	20,650	230,690	0	2,530
64	217,820	20,760	231,990	0	2,530
65	218,860	20,870	233,290	0	2,530
66	219,900	20,980	234,590	0	2,530
67	220,940	21,090	235,890	0	2,530
68	221,980	21,200	237,190	0	2,530
69	223,020	21,310	238,490	0	2,530
70	224,060	21,420	239,790	0	2,530
71	225,100	21,530	241,090	0	2,530
72	226,140	21,640	242,390	0	2,530
73	227,180	21,750	243,690	0	2,530
74	228,220	21,860	244,990	0	2,530
75	229,260	21,970	246,290	0	2,530
76	230,300	22,080	247,590	0	2,530
77	231,340	22,190	248,890	0	2,530
78	232,380	22,300	250,190	0	2,530
79	233,420	22,410	251,490	0	2,530
80	234,460	22,520	252,790	0	2,530
81	235,500	22,630	254,090	0	2,530
82	236,540	22,740	255,390	0	2,530
83	237,580	22,850	256,690	0	2,530
84	238,620	22,960	257,990	0	2,530
85	239,660	23,070	259,290	0	2,530
86	240,700	23,180	260,590	0	2,530
87	241,740	23,290	261,890	0	2,530
88	242,780	23,400	263,190	0	2,530
89	243,820	23,510	264,490	0	2,530
90	244,860	23,620	265,790	0	2,530
91	245,900	23,730	267,090	0	2,530
92	246,940	23,840	268,390	0	2,530
93	247,980	23,950	269,690	0	2,530
94	249,020	24,060	270,990	0	2,530
95	250,060	24,170	272,290	0	2,530
96	251,100	24,280	273,590	0	2,530
97	252,140	24,390	274,890	0	2,530
98	253,180	24,500	276,190	0	2,530
99	254,220	24,610	277,490	0	2,530
100	255,260	24,720	278,790	0	2,530
101	256,300	24,830	280,090	0	2,530
102	257,340	24,940	281,390	0	2,530
103	258,380	25,050	282,690	0	2,530
104	259,420	25,160	283,990	0	2,530
105	260,460	25,270	285,290	0	2,530
106	261,500	25,380	286,590	0	2,530
107	262,540	25,490	287,890	0	2,530
108	263,580	25,600	289,190	0	2,530
109	264,620	25,710	290,490	0	2,530
110	265,660	25,820	291,790	0	2,530
111	266,700	25,930	293,090	0	2,530
112	267,740	26,040	294,390	0	2,530
113	268,780	26,150	295,690	0	2,530
114	269,820	26,260	296,990	0	2,530
115	270,860	26,370	298,290	0	2,530
116	271,900	26,480	299,590	0	2,530
117	272,940	26,590	300,890	0	2,530
118	273,980	26,700	302,190	0	2,530
119	275,020	26,810	303,490	0	2,530
120	276,060	26,920	304,790	0	2,530

職名	本俸	地域手当	H27夜後後 (基本給)	H28夜後後 差額	H28夜後後 (基本給)
121	277,100	27,030	306,090	0	2,530
122	278,140	27,140	307,390	0	2,530
123	279,180	27,250	308,690	0	2,530
124	280,220	27,360	309,990	0	2,530
125	281,260	27,470	311,290	0	2,530
126	282,300	27,580	312,590	0	2,530
127	283,340	27,690	313,890	0	2,530
128	284,380	27,800	315,190	0	2,530
129	285,420	27,910	316,490	0	2,530
130	286,460	28,020	317,790	0	2,530
131	287,500	28,130	319,090	0	2,530
132	288,540	28,240	320,390	0	2,530
133	289,580	28,350	321,690	0	2,530
134	290,620	28,460	322,990	0	2,530
135	291,660	28,570	324,290	0	2,530
136	292,700	28,680	325,590	0	2,530
137	293,740	28,790	326,890	0	2,530
138	294,780	28,900	328,190	0	2,530
139	295,820	29,010	329,490	0	2,530
140	296,860	29,120	330,790	0	2,530
141	297,900	29,230	332,090	0	2,530
142	298,940	29,340	333,390	0	2,530
143	299,980	29,450	334,690	0	2,530
144	301,020	29,560	335,990	0	2,530
145	302,060	29,670	337,290	0	2,530
146	303,100	29,780	338,590	0	2,530
147	304,140	29,890	339,890	0	2,530
148	305,180	29,990	341,190	0	2,530
149	306,220	30,100	342,490	0	2,530
150	307,260	30,210	343,790	0	2,530
151	308,300	30,320	345,090	0	2,530
152	309,340	30,430	346,390	0	2,530
153	310,380	30,540	347,690	0	2,530
154	311,420	30,650	348,990	0	2,530
155	312,460	30,760	350,290	0	2,530
156	313,500	30,870	351,590	0	2,530
157	314,540	30,980	352,890	0	2,530
158	315,580	31,090	354,190	0	2,530
159	316,620	31,200	355,490	0	2,530
160	317,660	31,310	356,790	0	2,530
161	318,700	31,420	358,090	0	2,530
162	319,740	31,530	359,390	0	2,530
163	320,780	31,640	360,690	0	2,530
164	321,820	31,750	361,990	0	2,530
165	322,860	31,860	363,290	0	2,530
166	323,900	31,970	364,590	0	2,530
167	324,940	32,080	365,890	0	2,530
168	325,980	32,190	367,190	0	2,530
169	327,020	32,300	368,490	0	2,530
170	328,060	32,410	369,790	0	2,530

※平成28年4月1日  
※保育庫組員退職時給決定方式

京都市民間保育園職員給与表

平成28年度

(第3章) 園職員(給賞格), 用務員, その他職員

H28年4月 賞 賃	基本給		地域手当		H27年度後	H27年度後	H28年度後	H27年度後
	基本給	賞 賃	基本給	地域手当				
1	152,130	138,300	13,830	152,130	0	2,530	0	2,530
2	153,400	139,400	13,940	153,340	0	2,530	0	2,530
3	154,650	140,500	14,050	154,550	0	2,530	0	2,530
4	155,800	141,600	14,160	155,760	0	2,530	0	2,530
5	156,970	142,700	14,270	156,970	0	2,530	0	2,530
6	158,150	143,800	14,380	158,150	0	2,530	0	2,530
7	159,300	144,900	14,490	159,300	0	2,530	0	2,530
8	160,500	146,000	14,600	160,500	0	2,530	0	2,530
9	161,810	147,100	14,710	161,810	0	2,530	0	2,530
10	163,240	148,200	14,820	163,240	0	2,530	0	2,530
11	164,670	149,300	14,930	164,670	0	2,530	0	2,530
12	166,100	151,000	15,100	166,100	0	2,530	0	2,530
13	167,530	152,300	15,230	167,530	0	2,530	0	2,530
14	168,180	153,800	15,380	168,180	0	2,530	0	2,530
15	170,830	155,300	15,530	170,830	0	2,530	0	2,530
16	172,480	156,800	15,680	172,480	0	2,530	0	2,530
17	173,910	158,100	15,810	173,910	0	2,530	0	2,530
18	178,310	160,100	16,010	178,310	0	2,530	0	2,530
19	182,100	162,100	16,210	182,100	0	2,530	0	2,530
20	185,510	164,100	16,410	185,510	0	2,530	0	2,530
21	182,800	166,000	16,600	182,800	0	2,530	0	2,530
22	184,800	168,000	16,800	184,800	0	2,530	0	2,530
23	187,000	170,000	17,000	187,000	0	2,530	0	2,530
24	189,200	172,000	17,200	189,200	0	2,530	0	2,530
25	191,200	173,900	17,390	191,200	0	2,530	0	2,530
26	193,800	175,900	17,590	193,800	0	2,530	0	2,530
27	195,900	177,900	17,790	195,900	0	2,530	0	2,530
28	197,800	179,800	17,980	197,800	0	2,530	0	2,530
29	199,700	181,600	18,160	199,700	0	2,530	0	2,530
30	201,740	183,400	18,340	201,740	0	2,530	0	2,530
31	203,720	185,200	18,520	203,720	0	2,530	0	2,530
32	205,700	187,000	18,700	205,700	0	2,530	0	2,530
33	207,570	188,700	18,870	207,570	0	2,530	0	2,530
34	209,550	190,500	19,050	209,550	0	2,530	0	2,530
35	211,530	192,300	19,230	211,530	0	2,530	0	2,530
36	213,510	194,100	19,410	213,510	0	2,530	0	2,530
37	215,380	195,800	19,580	215,380	0	2,530	0	2,530
38	219,340	197,600	19,760	217,360	0	2,530	0	2,530
39	213,400	199,400	19,940	213,400	0	2,530	0	2,530
40	221,320	201,200	20,120	221,320	0	2,530	0	2,530
41	223,880	202,800	20,280	223,880	0	2,530	0	2,530
42	224,850	204,500	20,450	224,850	0	2,530	0	2,530
43	226,930	206,300	20,630	226,930	0	2,530	0	2,530
44	228,910	208,100	20,810	228,910	0	2,530	0	2,530
45	230,970	209,900	20,970	230,970	0	2,530	0	2,530
46	232,930	209,700	20,970	232,930	0	2,530	0	2,530
47	234,940	211,400	21,140	234,940	0	2,530	0	2,530
48	236,950	211,400	21,140	236,950	0	2,530	0	2,530
49	238,910	213,100	21,310	238,910	0	2,420	0	2,420
50	240,910	213,000	21,300	240,910	0	2,420	0	2,420
51	242,910	214,800	21,480	242,910	0	2,420	0	2,420
52	244,910	214,800	21,480	244,910	0	2,310	0	2,310
53	246,910	216,300	21,630	246,910	0	2,310	0	2,310
54	248,910	218,000	21,800	248,910	0	2,200	0	2,200
55	244,450	219,500	21,950	244,450	0	1,980	0	1,980
56	244,320	221,200	22,200	244,320	0	1,870	0	1,870
57	244,680	222,600	22,600	244,680	0	1,760	0	1,760
58	244,850	222,600	22,600	244,850	0	1,650	0	1,650
59	246,610	224,100	22,410	246,610	0	1,550	0	1,550
60	246,510	224,100	22,410	246,510	0	1,450	0	1,450
<b>H28年4月 賞 賃</b>								
基本給		賞 賃	地域手当	H27年度後	H27年度後	H28年度後	H27年度後	H28年度後
61	248,770	225,700	22,570	248,770	0	1,510	0	1,510
62	248,270	225,700	22,570	248,270	0	1,510	0	1,510
63	250,030	227,300	22,730	250,030	0	1,390	0	1,390
64	250,030	227,300	22,730	250,030	0	1,390	0	1,390
65	251,790	228,900	22,890	251,790	0	1,390	0	1,390
66	253,550	230,500	23,050	253,550	0	1,210	0	1,210
67	255,310	232,100	23,210	255,310	0	1,100	0	1,100
68	256,720	233,800	23,380	256,720	0	1,100	0	1,100
69	258,130	235,200	23,520	258,130	0	1,100	0	1,100
70	259,720	235,200	23,520	259,720	0	1,100	0	1,100
71	260,480	236,800	23,680	260,480	0	1,100	0	1,100
72	260,480	236,800	23,680	260,480	0	1,100	0	1,100
73	262,240	238,400	23,840	262,240	0	1,100	0	1,100
74	262,240	238,400	23,840	262,240	0	1,100	0	1,100
75	264,000	240,000	24,000	264,000	0	1,100	0	1,100
76	264,000	240,000	24,000	264,000	0	1,100	0	1,100
77	265,430	241,300	24,130	265,430	0	1,100	0	1,100
78	265,430	241,300	24,130	265,430	0	1,100	0	1,100
79	265,430	241,300	24,130	265,430	0	1,100	0	1,100
80	267,080	242,800	24,280	267,080	0	1,100	0	1,100
81	267,080	242,800	24,280	267,080	0	1,100	0	1,100
82	268,420	244,200	24,420	268,420	0	1,100	0	1,100
83	268,420	244,200	24,420	268,420	0	1,100	0	1,100
84	268,420	244,200	24,420	268,420	0	1,100	0	1,100
85	268,420	244,200	24,420	268,420	0	1,100	0	1,100
86	270,720	245,700	24,570	270,720	0	1,100	0	1,100
87	270,720	245,700	24,570	270,720	0	1,100	0	1,100
88	270,720	245,700	24,570	270,720	0	1,100	0	1,100
89	271,700	247,000	24,700	271,700	0	1,100	0	1,100
90	271,700	247,000	24,700	271,700	0	1,100	0	1,100
91	273,240	248,400	24,840	273,240	0	1,100	0	1,100
92	273,240	248,400	24,840	273,240	0	1,100	0	1,100
93	274,780	249,800	24,980	274,780	0	1,100	0	1,100
94	274,780	249,800	24,980	274,780	0	1,100	0	1,100
95	276,320	251,200	25,120	276,320	0	1,100	0	1,100
96	276,320	251,200	25,120	276,320	0	1,100	0	1,100
97	277,860	252,400	25,240	277,860	0	1,100	0	1,100
98	277,860	252,400	25,240	277,860	0	1,100	0	1,100
99	279,070	253,700	25,370	279,070	0	1,100	0	1,100
100	279,070	253,700	25,370	279,070	0	1,100	0	1,100
101	280,500	255,000	25,500	280,500	0	1,100	0	1,100
102	280,500	255,000	25,500	280,500	0	1,100	0	1,100
103	281,930	256,300	25,630	281,930	0	1,100	0	1,100
104	281,930	256,300	25,630	281,930	0	1,100	0	1,100
105	283,140	257,400	25,740	283,140	0	1,100	0	1,100
106	283,140	257,400	25,740	283,140	0	1,100	0	1,100
107	284,570	258,500	25,850	284,570	0	1,100	0	1,100
108	284,570	258,500	25,850	284,570	0	1,100	0	1,100
109	285,960	259,600	25,960	285,960	0	1,100	0	1,100
110	285,960	259,600	25,960	285,960	0	1,100	0	1,100
111	286,770	260,700	26,070	286,770	0	1,100	0	1,100
112	286,770	260,700	26,070	286,770	0	1,100	0	1,100
113	288,090	261,900	26,190	288,090	0	1,100	0	1,100
114	288,090	261,900	26,190	288,090	0	1,100	0	1,100
115	289,190	262,900	26,290	289,190	0	1,100	0	1,100
116	289,190	262,900	26,290	289,190	0	1,100	0	1,100
117	289,990	263,900	26,390	289,990	0	1,100	0	1,100
118	289,990	263,900	26,390	289,990	0	1,100	0	1,100
119	291,390	264,900	26,490	291,390	0	1,100	0	1,100
120	291,390	264,900	26,490	291,390	0	1,100	0	1,100
<b>H28年4月 賞 賃</b>								
基本給		賞 賃	地域手当	H27年度後	H27年度後	H28年度後	H27年度後	H28年度後
121	292,480	265,900	26,590	292,480	0	1,100	0	1,100
122	292,480	265,900	26,590	292,480	0	1,100	0	1,100
123	293,370	266,700	26,670	293,370	0	1,100	0	1,100
124	293,370	266,700	26,670	293,370	0	1,100	0	1,100
125	294,250	267,500	26,750	294,250	0	1,100	0	1,100
126	294,250	267,500	26,750	294,250	0	1,100	0	1,100
127	295,130	268,300	26,830	295,130	0	1,100	0	1,100
128	295,130	268,300	26,830	295,130	0	1,100	0	1,100
129	295,890	268,900	26,890	295,890	0	1,100	0	1,100
130	295,890	268,900	26,890	295,890	0	1,100	0	1,100
13								

別表 2.

## 年 間 所 要 額

(所要額は各園に対するプール制の精算基準です)

### 1. 基本人件費額

総額調整対象額と算定基礎額の少ない方を基本人件費額とする。

(1) 総額調整対象額及び算定基礎額の算出方法については、職員配置基準に関する運用細則（以下、運用細則という）第 3 条を参照のこと。

(2) 総額調整対象額のうち、プール制認定職員分の算出方法は以下のとおり。

#### プール制認定職員人件費算出方法

##### ア 基本給

別表 1. 給与表より算出

※常勤職員が未配置の場合は登録外単価もしくは登録外常勤単価で計算する。(運用細則第 6 条を参照のこと)

##### イ 社会保険料等事業主負担分

(基本給+期末・勤勉手当)×プール制で使用する当該年度の社会保険料率

※当該年度の 4 月 1 日現在で満 64 才以上者の場合、雇用保険料が免除されるため、プール制該当分(基本給+期末・勤勉手当×1,000 分の4)を差引調整する。

また、満 64 才以上から採用された場合も、雇用保険料免除の対象にはならないが、前者同様に差引調整する。

##### ウ 期末・勤勉手当

別表 3. を適用する。

##### エ 業務手当（賞与にはねかえりなし）

保育士・看護師・保健師 月額 2,500 円

調理員・用務員・その他職員 月額 1,500 円

##### オ 主任保育士手当

認定保育士数 10 人以下ー 9,000 円

(フリー経費定数含む) 11~15 人ー12,000 円

16 人以上ー15,000 円

※ フリー経費定数は 1 表 185 号で固定する。

### 2. 処遇改善等加算（旧民改費）

### 3. 自由裁量・創意工夫枠にかかる経費

運用細則第 3 条 B 第 3 項に規程する別表を参照のこと。

### 4. 収支バランスの調整

プール制収支において、その差額がマイナスとなる可能性がある場合、その要因や内容を検証したうえで適正な収支となるよう所要額で調整することができる。

なお、その判断についてはプール制委員会の協議を踏まえ理事会で承認する。

別表 3.

期末手当および勤勉手当の支給基準表

1. 支給月数

《平成 27 年度》

支給日 手当	6 月 30 日	12 月 10 日	合計
	期末手当	1. 225 カ月以内	1. 375 カ月以内
勤勉手当	0. 75 カ月以内	0. 85 カ月以内	1. 60 カ月以内
計	1. 975 カ月以内	2. 225 カ月以内	4. 20 カ月以内
基準年月日	6 月 1 日	12 月 1 日	

《平成 28 年度》

支給日 手当	6 月 30 日	12 月 10 日	合計
	期末手当	1. 225 カ月以内	1. 375 カ月以内
勤勉手当	0. 8 カ月以内	0. 8 カ月以内	1. 60 カ月以内
計	2. 025 カ月以内	2. 175 カ月以内	4. 20 カ月以内
基準年月日	6 月 1 日	12 月 1 日	

2. 新規採用者支給率

※新規採用者は次の支給率とする。

	6 月 30 日		12 月 10 日	
	採用時	支給率	採用時	支給率
期末 手当	12 月 2 日～2 月 1 日	45%	6 月 2 日～8 月 1 日	45%
	2 月 2 日～4 月 1 日	35%	8 月 2 日～10 月 1 日	35%
	4 月 2 日～6 月 1 日	25%	10 月 2 日～12 月 1 日	25%
勤勉 手当	12 月 2 日～2 月 1 日	40%	6 月 2 日～8 月 1 日	40%
	2 月 2 日～4 月 1 日	30%	8 月 2 日～10 月 1 日	30%
	4 月 2 日～6 月 1 日	20%	10 月 2 日～12 月 1 日	20%

## 職員配置基準等に関する運用細則

### 〈プール制認定数の確定〉

第1条 配置基準申請書により、プール制認定職員数を算出する。

プール制認定職員数は、プール制認定保育士等数とプール制認定調理等数を足したものとする。

なお、算出根拠となる児童は、子ども子育て支援法第19条第1項第2号、第3号に規定する児童とし、年齢は年度初日を基準とする。

また、この運用細則でいう定員とは子ども子育て支援法第19条第1項第2号、第3号に掲げる児童の利用定員の合計値とする。

### 〈フリー経費定数〉

第2条 フリー経費定数は、児童数を基に算出された保育士等常勤基準数の内、当分の間、1割相当分とする。

2 フリー経費定数に係る月額単価は、要綱別表1精算基準表第1表185号〔同表17号を基準とした年間相当額（基本給及び社会保険料等の負担分を含み、期末・勤勉手当相当額は含まない）〕を12ヵ月で割った額とする。

### 〈配分の基準および内容〉

第3条 京都市民間保育園等職員の給与等運用事業実施要綱（以下要綱という。）第3条第3項に規定する配分の基準および内容は、以下のとおりとする。ただし、その内容について適宜検証をおこない、必要に応じて見直しを図る。

#### A. 基本部分（基本人件費額）

次の第1項と第2項を比較し、少ない方を基本人件費額とし、所要額算出対象の上限とする。

##### 1. 総額調整対象額

(1) 要綱第6条により算出された認定内職員にかかる人件費および下記Bの1. 端数換算相当額と2. フリー経費定数緩和対策費加算およびC. 調整部分を足したのから国基準処遇改善等加算（基本分）を差し引いた額。

##### 2. 算定基礎額

次の第1号から第4号に掲げる額を合算した額から第5号に掲げる額を減じた額。

(1) 要綱第6条に定める職員の配置基準により算定された保育士等（休憩保育士対策数は除く）、調理師等の数から国が定める配置基準により算定された保育士、調理師等の数を減じた数に、国が定める公定価格から算出した職種ごとの人件費単価を乗じて得た額。

(2) 第2条第1項の規定により算定されるフリー経費定数に同条第2項に定める月額単価を乗じて得た額。

(3) 定員90人以下の園にあっては、要綱第6条に定める職員の配置基準により算定さ

れた休憩保育士対策数(保育標準時間対応休憩保育士数を含む) から国が定める配置基準により算定された休憩保育士数を減じた数に国が定める保育士の人件費単価を乗じて得た額, 定員91人以上の園にあっては, 要綱第6条に定める職員の配置基準により算定された休憩保育士対策数(保育標準時間対応休憩保育士数を含む) に国が定める保育士の人件費単価を乗じて得た額から休憩保育士に係る給付費(委託費)を減じた額

(4) 国基準給付費(委託費)

(5) 第6条に規定する未配置数に国が定める職種ごとの人件費単価から同条に定める単価を減じた額を乗じて得た額。

## B. 加算部分

### 1. 端数換算相当額

配置基準により算出した保育士等端数に単価(京都市職員給与条例別表第1の1行政職給料表に定める1級1号相当額)を乗じたもの。

### 2. フリー経費定数緩和対策費加算

フリー経費定数を算出した際の端数の少数第1位が0.5~0.9の場合に加算する。算出方法は, 整数1からフリー経費端数を引きフリー経費定数相当額月額を乗じたものとする。

### 3. 自由裁量・創意工夫にかかる経費

別表に定めるポイントのうち該当する項目のポイント合計に単価(別表に定めるポイント単価に, 毎年度3月末までに京都市とプール制委員会とが協議して京都市が定める調整率を乗じたもの)を乗じて得た額。ただし, 別表に定めるポイントのうち基本ポイントの合計に乗じる単価については, 別表に定めるポイント単価を用いるものとする。

## C. 調整部分

### 1. 現員保障に対する相殺調整額

現員保障がされている場合は, フリー経費定数の保有がなければ保障1名につき, フリー経費定数相当額/月額を差引きする。(定員外受入れによる現員保障は行わない。)

### 2. 保育標準時間対応休憩保育士数に対する相殺調整額

保育標準時間対応保育士数が1未満か標準時間利用児数が定員の30%未満で, 保育標準時間対応休憩保育士数が1名の場合はフリー経費定数で相殺調整する。

(1) フリー経費定数の保有がなければ, フリー経費定数相当額/月額を差引き調整する。

## 〈配分の判定〉

第4条 第3条B第3項にかかるポイントの適否については, 当分の間, 京都市保育課が審査し, その結果をもって, 公益社団法人京都市保育園連盟(以下連盟という。)と京都市保育課とで構成するプール制ポイント部会で判定する。



#### 〈現員保障〉

第5条 現員保障とは、認定数が減少した場合に次の条件により減少数を保障するものとする。

- (1) 認定内職員に異動がない場合。ただし年度当初においては前年度10月以降職員異動がない場合に対象とする。
- (2) 認定数の減少が園の意志によらない他律的要因によって発生した場合。
- (3) 年度当初においては、年度当初の認定数が前月(3月)より減少しかつ前年度10月を下回る場合。また年度途中においては前月より減少した場合。
- (4) いずれの職種にも未配置のない場合。
- (5) 現員保障人数については、年度当初においては前月(3月)の認定数と当該年度4月の認定数を比較した際の減少数とし、園全体の認定数が前年度10月の認定数を超えない範囲とする。また前月3月及び前年度10月に現員保障となっていた人数は保障しない。年度途中においては、前月と当該月とを比較した際の減少数とする。なお、いずれの場合も職種を区別せず園全体の認定数で勘案し、保障人数は2名までとする。
- (6) 現員保障対象園の認定内職員が退職した場合は、退職人数分の保障は消滅する。
- (7) 現員保障の対象期間は、当該年度中(3月31日まで)とする。
- (8) 現員保障の対象となった場合は、当該月からフリー経費定数と相殺調整する。ただし、フリー経費定数を所有していない場合は、フリー経費定数相当額を差引調整する。
- (9) 定員外児童(緊急入所含む)の受入れによる現員保障は行わない。

#### 〈常勤職員の未配置〉

第6条 要綱第6条により算出したプール制認定職員数に対し常勤職員が未配置となった場合は、登録外単価(各表180号)を保障する。

ただし、プール制保育士等認定職員数に対する未配置のうち要綱第6条(1)イにより算出した数の整数を上限として登録外常勤単価〔1表190号(同表13号の基本給と期末勤勉手当と業務手当及び社会保険料負担分を含む年間相当額を12ヵ月で割った額)を下限とする〕を保障する。

#### 〈常勤職員の定義〉

第7条 常勤職員とは次の条件のいずれも満たすものとする。

- (1) 有期雇用契約ではない。
  - (2) 1週間の実労働時間が概ね40時間である。
  - (3) 給与が月給制で支払われ、日額計算や時間給でないこと。
  - (4) 社会保険、退職共済に加入している。(法的に加入出来ない場合は除く)
- 以上、他の職員と同等の処遇をうけていること。

〈認定数の見直し〉

第8条 認定数・フリー経費定数が増減した場合は、申請月から見直す。

〈プール制特別審査会〉

第9条 職員配置基準にかかる諸問題については、プール制委員会と市を含めたプール制特別審査会で協議し処理する。

〈附 則〉

第1 本運用細則の変更については、プール制委員会で検討し、理事会で決定する。

第2 本運用細則は、昭和60年4月1日から実施する。

第3 本運用細則の改正は、平成22年4月1日から実施する。ただし、改正の内容に鑑み、経過措置として以下の点に留意し実施するものとする。

①激変緩和措置について

今回の改正の激変緩和措置として第3条Aの上限を超えた部分の調整額(総額調整対象額から算定基礎額を引いた額。ただし0円以下の場合は0円)を下記の通りとする。

1年目(平成22年度) 調整額の5分の1

2年目(平成23年度) 調整額の5分の2

3年目(平成24年度) 調整額の5分の3

4年目(平成25年度) 調整額の5分の4

5年目(平成26年度) 調整額の5分の5

ただし、今回の改正によって、①の激変緩和措置を講じてもなお、著しく影響を受ける園については、京都市と検討の上、別途協議する。

また、第3条B第3項の加算ポイントについては下記の通りとする。

1年目(平成22年度) ポイントの5分の1

2年目(平成23年度) ポイントの5分の2

3年目(平成24年度) ポイントの5分の3

4年目(平成25年度) ポイントの5分の4

5年目(平成26年度) ポイントの5分の5

なお、加算ポイント中の待機児童対策項目は下記の通りとする。

1年目(平成22年度) ポイントの50%

2年目(平成23年度) ポイントの62.5%

3年目(平成24年度) ポイントの75%

4年目(平成25年度) ポイントの87.5%

5年目(平成26年度) ポイントの100%

## ②制度の検証について

経営に関わる各園での実質的な影響や、自由裁量・創意工夫にかかるポイント制の在り方や内容、単価等の妥当性など、新制度であるための課題が種々顕在化すると考えられることから、22年度から新制度を実施した上で、プール制委員会などの機関において適宜検証を加え、必要に応じて、要綱、細則等の見直しを行い、充実した制度を構築するものとする。

## ③経過措置

平成28年度については、京都市民間保育園職員給与等運用事業における自由裁量・創意工夫交付申請書類を連盟及び京都市保育課にそれぞれ提出するものとする。

第4 本運用細則の改正は、平成27年4月1日から実施する。ただし平成27年度については、第6条に規定する登録外常勤単価は諸般の事情を踏まえ精算払い前に再度検討する。

## 運用細則説明

### (第1条関係) プール制認定職員数の確定

在籍児童数（保育標準時間利用児数を含む）を基に、プール制認定職員数を確定する。

ここに定める「プール制認定職員」の範囲は、「保育士・看護師・保健師と、栄養士・調理師・用務員と、その他の職員（どちらかに含む）」（実施要綱第4条）としているが、「子ども子育て支援新制度」の実施に伴い、平成27年度には連盟会員の園の10ヶ園が保育園から幼保連携型認定こども園に移行、こども園での保育にあたる職員の位置づけが「保育教諭」とされた。

改正「認定こども園法」においては、「その職員である『保育教諭等』については、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有することを原則」としているところ、「新たな『幼保連携型認定こども園』への円滑な移行を進めるため、同法施行後5年間は、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかを有していれば、保育教諭等となることができる」とされた。従って5年の特例期間中は、保育士資格のない「保育教諭」が存在することとなる。

そこで「プール制」として、26年度臨時総会における連盟定款変更の趣旨等を踏まえ、「保育教諭」取り扱いを以下のように整理する。

- a. 上記の特例期間中は、「プール制認定職員」の「保育士等」に、「保育教諭（ただし、保育士資格を有するもの）」を含める。
- b. 特例期間後、または制度上の変更があった場合は、プール制委員会での協議を経た上で必要な処置を講じる。

### (第5条関係) 現員保障

- ・ 10月1日以降のプール制認定職員数の増数については、翌年度現員保障の対象外とする。  
[10月以降増のプール制認定職員数が翌年度減となっても保障されない。採用方法に十分考慮のこと。]
- ・ 現員保障が判明するのは、前年度10月1日の認定数と比較した翌年度4月1日現在の実績数が算出された時点となる。従って、10月度以降の退職・現員保障がある場合の補充は、翌年度の入所希望状況を十分考慮の上で行うことが望ましい。
- ・ 翌年度入所希望の面談段階等で翌年度のプール制認定職員数が減になることが予想されている後の補充採用は現員保障の対象とならない。
- ・ (4)(7)はH13.3.26改定に基づく。
- ・ (5)は判断事例(14)（S60.6.1決議）に基づく。

例1.	前年度10月在籍職員数	当該年度4月プール制認定数	保育士現員保障 2名
	保育士 21名	18名	20名
	調理等 2名	2名	⇒ 2名
	職員数 23名	20名	22名
	F定数=2	F定数=2	F定数=0
	・ 10月以降異動なし	・ 異動なし	・ 保育士1名は認定外へ

例2.	4月 ※保育士現員保障1名	6月末日	7月 ※現員保障消滅 (次のうちどちらかの処理) ・ 保育士1名を調理に職種変更 ・ 保育士1名を認定外へ
	保育士 12名		保育士 11名 11名
	調理等 3名	調理1名退職	調理等 3名 2名 +調理等欠員1
	職員数 15名	職員数 14名	職員数 14名 13名 +調理等欠員1
	F定数 0 (現員保障1と相殺)		F定数 1 1

### (第6条関係) 常勤職員の未配置

プール制認定職員数のうち職員未配置となった場合、以下のように取り扱う。

- ・ プール制認定職員数のうち未配置分を登録外単価として保育士→第1表 180号、調理等→第3表 180号として計算する。
- ・ プール制認定保育士数の中の未配置のうち、配置基準申請書で算出される保育標準時間対応基準数の整数を上限として、登録外常勤単価で計算する。
- ・ 保育士登録外単価は、1表17号相当額（基本給と社保負担分）とする。ただし、①期末・勤勉手当含まず、②業務手当含まず。
- ・ 登録外常勤単価は、190号〔1表13号相当額（基本給と期末勤勉手当と業務手当と社保負担分）〕
- ・ 調理等認定数の登録外単価は、2表13号相当額（基本給と社保負担分）とする。ただし、①期末・勤勉手当含まず、②業務手当含まず。

### (第7条関係) 常勤職員の条件

常勤職員でなければ格付対象とはならない。（認定内・外問わず）

### (第9条関係) プール制特別審査会

- ・ 現員保障の判定は、審査会で行う。

◎ プール制における自由裁量・創意工夫枠のポイント項目及び配点

基本ポイントは1ポイント=10千円/年

項目	ポイント	ポイント数の考え方	判定基準
<b>基本ポイント(定員)</b>			
60人以下	60	給付費(委託費)における定員区分に合わせて10人刻みにし、10P刻みとすることで分かりやすさにも考慮した。	10/1時点の定員(保育課からデータ提供) * 年度途中の新規開所は月割りで の算出
61~70人	70		
71~80人	80		
81~90人	90		
91~100人	100		
101~110人	110		
111~120人	120		
121~130人	130		
131~140人	140		
141~150人	150		
151~160人	160		
161~170人	170		
171~180人	180		
181~190人	190		
191~200人	200		
201~210人	210		
211人以上	220		
<b>基本ポイント(職員数)</b>			
9人以下	30	区分をきめ細かく設定し、職員数に配慮した配点とした。	毎月のプール制認定職員数をベースに年間平均の認定職員数を算出(児童数については保育課からデータ提供)
10~13人	40		
14~17人	50		
18~21人	60		
22~25人	70		
26人以上	80		
<b>基本ポイント(給食)</b>			
調理員非加配園	70	調理員加配園については基本人件費枠で職員加配があるため、調理員非加配園について、バランスを取る観点から配点。	連盟のプール制データにおいて確認

基本ポイント

加算ポイントは1ポイント=10千円/年として計算(決算時に予算の範囲内となるよう調整率を積算して確定)

項目		ポイント	ポイント数の考え方	判定基準	判定(確認)方法	
待機児童対策	新規受入児童数に占める1歳児割合					
	25%以上	40	待機児童解消のため、重点加配。中間値で非常勤職員が雇用できる金額の1/2程度とした。新規受入児童数に占める1歳児の割合が高い園について加算する。	4/1~10/1の間における新規受入児童数に占める1歳児の割合。	4/1~10/1の間における新規受入児童数に占める1歳児の割合。少数点以下第一位四捨五入。(保育課からデータ提供)	
	30%以上	80				
	35%以上	120				
	40%以上	160				
	45%以上	200				
	50%以上	240				
	新規受入児童数に占める3歳児割合					
	8%以上	20	保育利用において課題となっている。3歳児の受入れを支援するため、新規受入児童数に占める3歳児の割合が高い園について加算する。ポイントの配点は、1歳児の約3分の1となるよう設定。	4/1~10/1の間における新規受入児童数に占める3歳児の割合。	4/1~10/1の間における新規受入児童数に占める3歳児の割合。少数点以下第一位四捨五入。(保育課からデータ提供)	
	12%以上	40				
16%以上	60					
1・2歳児受入数						
20人以上	50	待機児童解消のため、重点加配。40人全員が1歳児と仮定し、ポイント分非常勤1名が雇用できるとすると、4.5:1の配置基準となる。	10/1時点で1・2歳児入所児童数	10/1時点(保育課からデータ提供)		
30人以上	100					
40人以上	200					
大規模園加算	100	児童を多数受け入れている園に対して加算するもの。	10/1時点で定員150人以上の園	10/1時点(保育課からデータ提供)		
分園の設置	100	分園でさらに児童を受け入れている園に対して加算するもの。	10/1時点で分園設置園	10/1時点(保育課からデータ提供)		
保育標準時間対応実施率	51~70%	0	保育標準時間対応は大多数の園が実施している。実施率の高い園について加算する。	10/1時点の保育標準時間対応実施保育園	10/1時点(保育課からデータ提供)少数点以下第一位四捨五入。	
	71~80%	0				
	81%以上	20				
産休明け保育実施	30	他との比較により付与。	産後2ヶ月の園児を受け入れている園(受け入れ態勢のある園)	10/1時点(保育課からデータ提供)		
年末・年始保育の独自実施	20	他との比較により付与。	12/29-1/3に保育を実施している園	各園からの申請(周知文等により確認)		
異文化の子どもの受け入れ(1名以上)	10	他との比較により付与。	言語や食生活において特別の配慮を要する園児が在籍している園	各園からの申請(当該児童の氏名、国籍等により確認)		
学童(小学校低学年)保育の独自実施	50	他との比較により付与。	卒園後~小学校入学までのみならず、恒常的に学童保育を行っている園	各園からの申請(対象児童の氏名、年齢、周知文等により確認)		
その他保護者支援施策の実施	10	加算ベースとして付与。	上記以外の保護者支援事業(プール制ポイント部会で事業認定の可否を決める) ※1事業のみ認定	各園からの申請(周知文等により確認)		
出前保育の実施	10	加算ベースとして付与。	保育園外に保育士を派遣して、保育を実施。年3回以上の実施	各園からの申請(事業計画、周知文等により確認)		
子育て講座の園での実施	10	加算ベースとして付与。	各種保護者支援の講座を年3回以上実施	各園からの申請(周知文等により確認)		
小規模保育事業所等との連携	1つ又は2つの連携項目を実施	10	加算ベースとして付与。	小規模保育事業所等との連携協定①集団保育の提供、②代替保育の提供、③3歳移行児の受入れを締結している。	各園からの申請(連携協定書の写しにより確認)	
	3つの連携項目すべてを実施	30				
	その他地域との協働活動の実施	10				上記以外の地域支援事業(プール制ポイント部会で事業認定の可否を決める) ※1事業のみ認定
世代間交流	小・中・高等学校への特別保育授業	10	加算ベースとして付与。	年1回以上の実施(10/1時点で未実施の場合は、実施予定日。)	各園からの申請(周知文等により確認)	
	小・中・高等学校との交流	10	加算ベースとして付与。		各園からの申請(周知文等により確認)	
	お年寄りとの交流	10	加算ベースとして付与。		各園からの申請(周知文等により確認)	

		項目	ポイント	ポイント数の考え方	判定基準	判定(確認)方法	
給食・食育支援		アレルギー児対応(除去食実施)					
		1~3名	30	調理師人件費の約1/10程度を加算ベースとし、以後10Pづつ増加。	医師の診断書がある児童数により算定(アナフィラキシー児童も含む)	10/1時点 各園からの申請 (医師からの診断書で確認)	
		4~6名	40				
		7~9名	50				
		10名以上	60				
その他食育への取り組み	10	加算ベースとして付与。	上記以外の食育支援事業(プール制ポイント部会で事業認定の可否を決める) ※1事業のみ認定	各園からの申請(周知文等により確認)			
多様な保育サービス	加算ポイント	休日保育実施	60	加算ベースとして付与。	10/1時点での実施園	10/1時点(保育課からデータ提供)	
		休日保育実施(独自実施)	60	独自実施している努力を考慮	10/1時点での実施園	各園からの申請(周知文等により確認)	
		一時保育(一時預かり)実施	50	一時預り移行に伴う事務量を考慮し、加配	10/1時点での実施園	10/1時点(保育課からデータ提供)	
		一時保育(一時預かり)独自実施	50	独自実施している努力を考慮	10/1時点での実施園	各園からの申請(周知文等により確認)	
		一時保育乳児割合80%以上	10	乳児(0~2歳児)が多い園に対して加算	4~9月までの対象児童の名簿等により確認	10/1時点(保育課からデータ提供+各園からの申請)	
		障害児加算					
		2~4人	40	障害児の受入人数に応じて加算	京都市での障害児認定数と同数	10/1時点の障害児認定数 (保育課からデータ提供)	
		5~7人	80				
		8~10人	120				
		11人以上	160				
		時間外(延長)保育					
		30分まで	30	園の努力を評価し、30P単位で加算 (保育標準時間(11時間)を超えて実施する時間外(延長)保育が対象)	10/1時点の実施園	10/1時点 (保育課からデータ提供)	
		1時間まで	60				
		2時間まで	90				
		2時間超	120				
時間外(延長)保育乳児割合30%以上							
30~39%	50	乳児(0~2歳児)が多い園に対して加算 (保育標準時間(11時間)を超えて実施する時間外(延長)保育が対象)	4~9月までの歳児別の延長保育利用児童数を各園から提出し、確認	10/1時点 (各園からの申請)  小数点以下第一位四捨五入			
40~49%	70						
50%以上	100						
専門性の向上		人事評価制度の導入・実施	50	各園で給与体系を含めて議論する必要があることから、評価体制創設を支援する。	人事評価資料を各園から提出してもらい、実施していることを確認	各園からの申請(学証資料により確認)	
		専門職採用(看護師)	50	他との比較により付与。	資格証を持つ職員を10/1時点で算定	各園からの申請(免許のコピーで確認)	
		その他専門性向上への取り組み	10	加算ベースとして付与。	上記以外の専門性向上の取組(プール制ポイント部会で事業認定の可否を決める) ※1事業のみ認定	各園からの申請(周知文等により確認)	
情報公開		情報の積極的な開示	10	加算ベースとして付与。	HP、各種周知文を各園から提出(対外的に情報提供)	各園からの申請(学証資料により確認)	